

22文情運審第2号  
平成22年12月14日

文京区長 成澤廣修様

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山忠明

平成22年12月14日付22文企広第938号による平成22年度諮問第2号について、次のとおり答申します。

### 答申

#### 1 諒問事項

- (1) 地域包括ケア管理システム情報の目的外利用について
- (2) 災害時要援護者名簿の目的外利用について
- (3) 上記(1)(2)による目的外利用をしたことの本人通知の省略について

#### 2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の目的外利用について妥当なものと認める。また、当該目的外利用等に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

#### 3 理由

高齢者の見守り体制の構築や情報の一元的把握については、高齢者が地域で安心して暮らしていくために、行政として取り組むべき必要な課題と考えられる。

- (1) 地域包括ケア管理システム情報（以下、「システム情報」という。）の目的外利用について

75歳以上の高齢者の訪問をするに当たり、システム情報を利用すること（以下、「本件目的外利用1」という。）については、先に述べた課題を解決するために必要な現状把握に向け、既に区が生活状況等を把握している者以外を対象とするために、システム情報に掲載されている情報のうち、氏名及び住所のみを利用してその対象者を絞り込むものであり、合理性があり、かつ、妥当なものと認める。

- (2) 災害時要援護者名簿の目的外利用について

災害時要援護者名簿及び災害時要援護者情報登録申込書の情報を活用し、一元的に高齢者の情報を把握すること（以下、「本件目的外利用2」という。）については、日常から見守りを必要としている者について、緊急時に名簿登載者が救援活動に際してどのような配慮を求めていたか等を把握することが可能となり、これにより、より一層きめ細かい、的確な高齢者支援につながるものと考えられる

ものであり、災害名簿の本来目的に合致するため、合理性があり、かつ、妥当なものと認める。

ただし、災害時要援護者名簿にある個人情報には、高齢者的心身の状況及び生活の実態等極めてプライバシー性の高い機微情報が含まれていることから、その運用についてはより一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

(3) 目的外利用をしたことの本人通知の省略について

本件目的外利用 1については、75 歳以上の高齢者訪問の対象者を限定するためのものであり、本件目的外利用 2については、区が既に何らかの相談等を受けた者について、災害時等における必要な情報を活用するものであることから、区民への十分な周知が行われることを前提とするなら、その結果として本人に特段の不利益が発生するものではないこと及び個人情報が大量になる可能性があることから、本件目的外利用等について本人への通知は省略して差し支えないものと認める。